北海道価値創造パートナーシップメンバー 登録要領

1 登録資格要件

- (1) 北海道価値創造パートナーシップ活動プラットフォーム規約(以下「規約」という。) 第2条に掲げる目的に賛同する次の者
 - ① 地域づくりに主体的に取り組む個人・法人・団体等
 - ② 地域づくりを支援する有識者・団体等
 - ③ 経済団体
 - ④ 行政機関(国、地方公共団体)
- (2) 反社会的勢力、またはこれに類似する法人ではないこと

2 登録の方法

規約第6条に掲げる事務局(北海道局及び北海道開発局)に別紙様式による登録用紙を提出することとする。(特設サイト設置後はサイトを通じた登録も可能)なお、登録の可否については事務局から通知する。

3 登録後の取扱い等

- (1) 登録情報に変更等が生じた際は速やかに事務局に連絡すること
- (2) 北海道価値創造パートナーシップの名称を使用し、本活動の社会的評価・信用を毀損し、又は毀損するおそれがある行為を行わないこと

4 個人情報の利用・提供等に関する同意

北海道価値創造パートナーシップメンバー(以下「メンバー」という。)は、事務局が広報のために、登録用紙に記入された項目(氏名、所属(場合によっては役職も含む)、活動概要)をホームページや広報誌等に掲載することがあることを予め同意するものとする。

5 協力依頼

事務局は、今後の北海道価値創造パートナーシップ活動の推進に資するため、メンバーに対してヒアリングやアンケート調査等の協力依頼を行う場合がある。

6 登録の取り消し

事務局は以下の場合には、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) メンバーから登録の取り消しの申し出があったとき
- (2) 1の資格要件を満たしていないと事務局が認めたとき
- (3) 北海道価値創造パートナーシップ活動の社会的評価・信用を毀損し、または毀損するおそれがあると事務局が認めた場合

(4) 幹事会が登録の取り消しを必要と認めた場合

7 留意事項

- (1) メンバー登録やリストの掲載等に関して、事務局はメンバーに対して何かしらの報酬を支払うことを想定していない。
- (2) 登録用紙には漏れなく正確に記載すること。内容に不備がある場合は受理すること ができない場合がある。

8 その他

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その取扱いを幹事会で定めるものとする。